

次期消費者基本計画の策定について

第1回消費生活審議会提示

1. 消費者基本計画の位置付け

島根県消費者基本計画（以下「基本計画」という。）は、島根県消費生活条例第8条の規定に基づき、県の消費者施策を定めている。

また、上位の計画である島根総合発展計画の個別基本計画として位置付けている。

2. 基本計画策定の進め方

(1) 県民参加型による計画策定

計画策定にあたっては、県民意識調査（アンケート調査）や政策への県民参加制度（パブリック・コメント）により、県民からの多様な意見や要望を反映させる。

① 県民意識調査（アンケート調査）

- ・調査対象：島根県内に在住の満20歳以上の男女2,000人
- ・調査内容：県民の消費生活に関する意識や要望を把握し、消費者行政を推進するため調査する。

→ 実施（平成26年12月下旬～27年1月末）

② 政策への県民参加制度（パブリック・コメント）

- ・計画素案に対して、政策への県民参加制度（パブリック・コメント）を実施し、寄せられた意見を反映させながら、素案の修正・見直しを行う。

(2) 島根県消費生活審議会による審議

基本計画について当該審議会に諮り、消費者、事業者、有識者、教育関係等の意見を反映させる。

3. 次期基本計画策定にかかる重要項目について（例示）

① 消費者教育の推進について

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、県・市町村は、消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう明記することとなったため、一層の消費者教育の推進を図る。

② 高齢者の消費者トラブルの防止について

近年、特殊詐欺や悪質商法など高齢者をねらう被害が増加しているため、次期基本計画においては、高齢者の消費者被害の防止を図る。